通所リハビリテーションサービス運営規定

事業所の名称：周防大島町立東和病院
山口県知事指定番号：3517110676
所在地：大島郡周防大島町大字西方５７１番地１
事業の目的：利用者の心身機能、活動、参加などの生活機能の維持・向上を図り、可能な限り自立した在宅生活を支援いたします。
運営方針：医師の指示に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、日常生活行為の維持・回復を図ります。保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながら総合的なサービスの提供に努めます。
従事者の職種、員数及び職務の内容：
医師１名、理学療法士６名、作業療法士２名、言語聴覚士１名
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たります。
通所リハビリテーション区分：１時間以上２時間未満のサービス提供
実施地域：周防大島町内（病院患者送迎バスをご利用できます。）
営業時間：月曜日～金曜日（土日・祝日・年末年始を除く）
８時３０分～１２時３０分（サービス提供時間）
利用定員：20 人
利用料（令和６年度改定）

介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費	要支援１	2,268 円／月
	要支援２	4,228 円／月
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅲ	要支援１	24 円／月
	要支援２	48 円／月
利用開始日の属する月から 12 月超	要支援１	△120 円/月
	要支援２	△240 円/月
通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費	要介護１	369 円／回
	要介護２	398 円／回
	要介護３	429 円／回
	要介護４	458 円／回
	要介護５	491 円／回
理学療法士等体制強化加算		30 円／回
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅲ		６円／回
事業所が送迎を行わない場合		△47 円／片道

利用料の請求方法・支払方法
利用料の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。病院会計窓口にて現金でお支払いの後、領収書をお渡しします。利用料の滞納については、正当な理由なく支払期日から３月以上遅延し、督促から１４日以内にお支払いがない場合は、当該サービス提供の契約を解除させていただきます。

利用料及び内容の変更

介護報酬の改定に当たって、内容及び利用料その他の費用の額を変更する場合があります。

苦情申し立て

苦情には迅速かつ適切に対応することを心がけます。

苦情の内容を踏まえサービスの向上に努めます。

【事業者の窓口】 周防大島町立東和病院 リハビリテーション科	住　　所：周防大島町大字西方 571 番地 1 窓口担当：野村洋和 電話番号：0820-78－0310 受付時間：営業日の 8 時 30 分～17 時 15 分
【町（保険者の窓口）】 周防大島町健康福祉部介護保険課	住　　所：周防大島町大字土居 1325 番地 1 電話番号：0820-73-5503
【公的団体の窓口】 山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課（苦情相談専用）	住　　所：山口市朝田 1980 番地 7 受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分 （土日・祝日・年末年始を除く） 電話番号：083-995-1010

事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、万が一、事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、町及び病院事業局管理者に連絡を行うとともに、利用者の安全を最優先に必要な安全措置をとります。また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の手続きを速やかに行います。このため、当事業所は、損害賠償保険に加入しています。

秘密の保持と個人情報の保護

① 利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めてまいります。
・事業者及び職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはいたしません。
・秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続いたします。
・事業者は職員に、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を、職員である期間及び職員でなくなった後においても、保持するべき旨を教育し誓約させます。

② 個人情報の保護について

・事業者は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いることはいたしません。また、利用者のご家族の個人情報についても、同意を得ない限り、サービス担当者会議等で用いることはいたしません。

・事業者は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙媒体又は電磁的記録を含む。）については、管理者が適切に管理し、処分の際にも第三者への漏えい防止に努めてまいります。
・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行います。（開示に際して複写を求められた場合は、その費用を利用者にご負担いただきます。）

サービス利用に当たっての留意事項

サービス提供を受けようとする利用者は、医師の診断や生活上の留意点などをサービスの利用の際にご連絡ください。また、体調の異常や異変がある時は必ず担当療法士に伝えて下さい。

緊急時の対応

利用者の主治医または事業者の協力医療機関へ速やかに連絡を行い、医師の指示に従って適切な対応を行います。

事業者は、利用者の主治医及び緊急時の連絡先を把握することに努めてまいります。（事業者は、主治医・緊急連絡先一覧表を作成しています。）

非常災害時対策

地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合は、利用者の安全確保に努め、施設内防災計画に従って行動いたします。

虐待防止のための措置

高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。

①事業所は次の通り虐待防止担当者を定めます。
　　リハビリテーション科主任　野村洋和
②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
③当該事業所職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを町に通報します。なお、その場合、通報者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。
④事業所は利用者が成年後見人制度を利用できるように支援を行います。

運営規程の概要等重要事項の掲示

本指針を、利用者、職員等がいつでも閲覧できるよう、リハビリテーション室内及び当院ホームページに掲示します。

令和８年２月１日
周防大島町立東和病院　リハビリテーション科